

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和6年7月12日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
兵庫虹の会

縦覧期間

令和6年7月12日(金)から  
令和6年7月26日(金)まで

# 特定非営利活動法人 兵庫虹の会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 兵庫虹の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域で生活する知的・精神・身体障がい者の生きがいと就労の場及び仲間作りの場を運営すると共に、知的・精神・身体障がい者のニーズに対応して、その地域生活を支援する自立支援事業並びに知的・精神・身体保健福祉に関する啓発事業等を実施することにより、誰もが安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 障害福祉サービス事業

(2) 地域活動支援センター事業

(3) 知的・精神・身体障がい者の自立支援事業

(4) 知的・精神・身体保健福祉の啓発事業

(5) 地域生活支援事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事4人以上10人以内

(2) 監事1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項のただし書きの場合を除き同項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地(所官庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべきものに係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大森悦子
副理事長	松下量子
同	信長あか子
理事	本田啓子
同	三木佳代子
同	大森正子
監事	佃真人
同	武久恵子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員に係る当該役員の職務の執行に要した費用は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第48項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	年会費
個人	3,000円
団体	5,000円
(2) 賛助会員	年会費
個人	3,000円
団体	5,000円

## 2024年度(令和6年度)事業計画書

特定非営利活動法人兵庫虹の会

### 1 事業実施の方針

今年度は小規模作業所だった事業所（虹の家）が新事業体系に移行し、地域活動支援センターが2事業所（あおぞら・虹の家）となり、地域の知的・精神・身体障がい者を対象に日中の居場所と生活支援・健康・就労への相談機能を備えた場所を提供します。行政、地域の福祉事業所や民間団体と連携を図り、その活動を通じて利用者が地域の一員として生きがいをもって、就労や社会参加など自らの望む生活が実現出来るよう支援します。

グループホーム（あすなろ）は利用の安定を図ると同時に運営基盤の整備を継続的に取り組み、また支援者の確保に努めます。

地域活動支援事業（さくらんぼ）は、管理者・サービス提供責任者の確保に努め協議していきます。

SNS利用や「虹の会だより」の発行の継続に加え、地域との交流を深める工夫を行い新たな賛助会員獲得を目指して参ります。

また、法人として虐待防止や職場におけるハラスメント対策、プライバシー保護や不利益取り扱いの禁止等に十分留意しつつ取り組み、その為の研修の実施と啓発に努めます。

兵庫虹の会は2024年度は6名の役員構成で運営をして参ります。

### 2 事業の実施に関する事項

#### 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
知的・精神・身体障がい者の自立支援事業（事業所全体での合同事業）	地域での生活者としての自覚を持つために、地域イベント、バザーに積極的に参加し、地域住民と交流を図る。就労支援として情報収集する。	随時	宝塚 その他 近隣都市	7名	在宅生活をする知的・精神・身体障がい者21名	30
知的・精神・身体保健福祉の啓発事業	虹の会通信の発行。ホームページからの情報発信。	通信 年2回発行 HP随時更新	宝塚市 平井 2-1-2	5名	関係者他通信発行100部	39
障がい福祉サービス事業（あすなろ）	介護サービス包括型共同生活援助。 ・夜間支援体制 ・医療連携体制	月～土 月1～2回 日曜開所	宝塚市 安倉北 1-2024-11	17名	知的・精神・身体障がい者4名	14,619



定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
地域活動支援センター事業 (あおぞら)	社会参加の場として、基本的な生活習慣の習得・生活指導、通所者同士の交流、自主製品の製作・販売、古本の販売、レクリエーション等を実施。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	4名	宝塚市在住で自力通所(家族送迎を含む)障がい者手帳(医師意見書)をお持ちの方 11名	12,866
地域活動支援センター事業 (虹の家)	社会参加の場として、自主製品の製作、リサイクル品の販売、通所者同士の交流、生活指導及びレクリエーション等を実施する。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	2名	宝塚・川西市在住で自力通所(家族送迎を含む)障がい者手帳をお持ちの方 11名	12,869
地域生活支援事業 (さくらんぼ)	*現在準備中 外出に支援が必要な利用者にガイドヘルパーを派遣し、必要な支援を行う。 従業者への学習会等。	毎月1回 兵庫虹の会運営委員会にて協議中	宝塚市 安倉北 1-2024-11	6名 (予定)	知的・精神・身体障がい者 (人数未定)	0

## 2025年度(令和7年度)事業計画書

特定非営利活動法人兵庫虹の会

### 1 事業実施の方針

地域活動支援センター事業（あおぞら・虹の家）は、地域の知的・精神・身体障がい者を対象に日中の居場所と生活支援・健康・就労への相談機能を備えた場所を提供します。行政、地域の福祉事業所や民間団体と連携を図り、その活動を通じて利用者が地域の一員として生きがいをもって、就労や社会参加など自らの望む生活が実現出来るよう支援します。

障害福祉サービス事業（グループホームあすなろ）は利用の安定を図ると同時に運営基盤の整備を継続的に取り組み、また支援者の確保に努めます。

地域活動支援事業（さくらんぼ）は、管理者・サービス提供責任者の確保に努め協議してまいります。

SNS利用や「虹の会だより」の発行の継続に加え、地域との交流を深める工夫を行い新たな賛助会員獲得を目指して参ります。

また、法人として虐待防止や職場におけるハラスメント対策、プライバシー保護や不利益取り扱いの禁止等に十分留意しつつ取り組み、その為の研修の実施と啓発に努めます。

兵庫虹の会は2025年度は6名の役員構成で運営をして参ります。

### 2 事業の実施に関する事項

#### 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
知的・精神・身体障がい者の自立支援事業（事業所全体での合同事業）	地域での生活者としての自覚を持つために、地域イベント、バザーに積極的に参加し、地域住民と交流を図る。就労支援として情報収集する。	随時	宝塚 その他 近隣都市	7名	在宅生活をする知的・精神・身体障がい者21名	30
知的・精神・身体保健福祉の啓発事業	虹の会通信の発行。ホームページからの情報発信。	通信 年2回発行 HP随時更新	宝塚市 平井 2-1-2	5名	関係者他通信発行100部	39
障がい福祉サービス事業（あすなろ）	介護サービス包括型共同生活援助。 ・夜間支援体制 ・医療連携体制	月～土 月1～2回 日曜開所	宝塚市 安倉北 1-2024-11	17名	知的・精神・身体障がい者4名	14,619

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
地域活動支援センター事業 (あおぞら)	社会参加の場として、基本的な生活習慣の習得・生活指導、通所者同士の交流、自主製品の製作・販売、古本の販売、レクリエーション等を実施。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	4名	宝塚市在住で自力通所（家族送迎を含む）障がい者手帳（医師意見書）をお持ちの方 11名	12,866
地域活動支援センター事業 (虹の家)	社会参加の場として、自主製品の製作、リサイクル品の販売、通所者同士の交流、生活指導及びレクリエーション等を実施する。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	2名	宝塚・川西市在住で自力通所（家族送迎を含む）障がい者手帳をお持ちの方 11名	12,869
地域生活支援事業 (さくらんぼ)	* 現在準備中  外出に支援が必要な利用者にガイドヘルパーを派遣し、必要な支援を行う。 従業者への学習会等。	毎月1回 兵庫虹の会運営委員会にて協議中	宝塚市 安倉北 1-2024-11	6名 (予定)	知的・精神・身体障がい者 (人数未定)	0

活動予算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	216,500	
賛助会員受取会費	222,000	438,500
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	
受取補助金	34,814,000	34,814,000
4. 事業収益		
①地域活動支援センター(虹の家) 運営事業収益	2,080,820	
②自立支援事業収益	0	
③保健福祉啓発事業収益	0	
④障がい福祉サービス事業収益	1,440,000	
⑤地域活動支援センター(あおぞら) 運営事業収益	1,640,340	5,161,160
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		40,413,660
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
報酬		
給料手当	23,360,000	
ボランティア報償費	167,000	
法定福利費	2,240,000	
通勤費	980,000	
福利厚生費	480,000	
利用者工賃	2,160,000	
利用者交通費	484,880	
人件費計	29,871,880	
(2) その他経費		
印刷製本費	85,000	
旅費交通費	245,000	
車両費	146,000	
通信運搬費	428,000	
消耗品費	314,000	
修繕費	850,000	
水道光熱費	280,000	
賃借料	7,084,280	
保険料	243,000	
租税公課	1,000	
支払手数料	130,200	
食料費	50,000	
商品用材料費	550,000	
雑費	145,000	
その他経費計	10,551,480	
(3) 積立金		
修繕費積立金	0	
事業費計		40,423,360
2. 管理費		
(1) 人件費		
報酬	10,000	
給料手当	535,000	
通勤費	28,000	
福利厚生費	0	
人件費計	573,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	12,220	
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	4,000	
消耗品費	24,000	
賃借料	0	
保険料	5,000	
租税公課	0	
支払手数料	100,000	
雑費	7,000	
その他経費計	162,220	
管理費計		735,220
経常費用計		
当期正味財産増減額		41,158,580
前期繰越正味財産		△ 744,920
次期繰越正味財産		16,852,130
		16,107,210

活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科目		金額	
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	216,500		
賛助会員受取会費	222,000	438,500	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		
受取補助金	34,814,000	34,814,000	
4. 事業収益			
①地域活動支援センター(虹の家) 運営事業収益	2,080,820		
②自立支援事業収益	0		
③保健福祉啓発事業収益	0		
④障がい福祉サービス事業収益	1,440,000		
⑤地域活動支援センター(あおぞら) 運営事業収益	1,640,340	5,161,160	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			40,413,660
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
報酬			
給料手当	23,360,000		
ボランティア報償費	167,000		
法定福利費	2,240,000		
通勤費	980,000		
福利厚生費	480,000		
利用者工賃	2,160,000		
利用者交通費	484,880		
人件費計	29,871,880		
(2) その他経費			
印刷製本費	85,000		
旅費交通費	245,000		
車両費	146,000		
通信運搬費	428,000		
消耗品費	314,000		
修繕費	850,000		
水道光熱費	280,000		
賃借料	7,084,280		
保険料	243,000		
租税公課	1,000		
支払手数料	130,200		
食料費	50,000		
商品用材料費	550,000		
雑費	145,000		
その他経費計	10,551,480		
(3) 積立金			
修繕費積立金	0		
事業費計		40,423,360	
2. 管理費			
(1) 人件費			
報酬	10,000		
給料手当	535,000		
通勤費	28,000		
福利厚生費	0		
人件費計	573,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	12,220		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	4,000		
消耗品費	24,000		
賃借料	0		
保険料	5,000		
租税公課	0		
支払手数料	100,000		
雑費	7,000		
その他経費計	162,220		
管理費計		735,220	
経常費用計			41,158,580
当期正味財産増減額			△ 744,920
前期繰越正味財産			16,107,210
次期繰越正味財産			15,362,290